

(目的)

第1条 この告示は、北本市（以下「市」という。）が後援等を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「後援等」とは、後援、協賛及び推薦を指し、市が主催者の事業の趣旨に賛同し、名義貸与の協力を行うことをいう。

(対象となる事業)

第3条 後援等の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市のイメージを高め、地域の活性化に寄与すると認められるもの
- (2) 市政の進展に寄与すると認められるもの
- (3) 教育、文化、スポーツ及び保健福祉の向上に寄与するもので、公益性のある事業と認められるもの
- (4) その他市の発展向上に寄与すると認められるもの

(後援等の申請)

第4条 市の名義後援等を受けようとする事業の主催者は、名義後援等依頼申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(承認の基準)

第5条 市長は、事業の主催者から後援等の申請があったときは、次に掲げる基準により内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。

- (1) 主催者の存在及び組織が明確で、事業遂行能力が十分であると判断できること。
- (2) 事業の趣旨が、特定の宗教又は政治活動を通じて宣伝し、支持又は反対を強要するものではないこと。
- (3) 事業の趣旨が、明らかに営利を目的としたものではないこと。
- (4) 事業の実施に当たり、入場料又は参加料等の経費を徴収する場合は、公益的事業としてふさわしい額であること。
- (5) 公序良俗に反するおそれがないこと。

(添付書類)

第6条 市長は、事業の主催者から後援等の申請があったときは、必要に応じて次に掲げる書類を

添付させるものとする。

(1) 主催者、役員その他事業関係者の住所及び役職等を明らかにする書類

(2) 事業の内容及び予算等を明らかにする書類

(通知)

第7条 市長は後援等の承認又は不承認について、その旨を申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第8条 市長は、後援等の承認に当たって、事業の実施報告を求めることのほか、必要に応じて次の条件を付すものとする。

(1) 事業に対する職員等の派遣及び公費による支援は行わないこと。

(2) 事業の日程又は計画等の変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。

(3) 事業会場、事務所等への職員の立ち入りを承認すること。

(承認の取消し)

第9条 市長は、後援等の承認をした事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該後援等の承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により後援等の承認を受けたとき。

(2) 事業の内容が承認した内容に反するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、後援等を行うことが不適当であるとき。

2 市長は、前項の規定により後援等の承認を取り消したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(事業実施報告)

第10条 主催者は事業が完了したときは、速やかに名義後援等事業実施報告書（様式第2号）により、結果を報告しなければならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、後援等の取扱に関する事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成14年8月1日から適用する。

附 則（平成17年告示第103号）

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第9号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第162号）

この告示は、公布の日から施行する。